

## **[事案 29-361] 就業不能年金支払請求**

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

就業不能年金を請求したところ、約款非該当により支払われなかったことを不服として、同年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

くも膜下出血で入院し、手術を受け、退院後はリハビリテーション病院に通院したほか、自宅で療養し、計 2 か月強にわたり業務（自営業・調理）に従事できなかったため、平成 28 年 12 月に契約した収入保障保険に基づき就業不能年金を請求したところ、約款に定める支払理由に該当しないとして、支払いを受けられなかった。上記のとおり、就業不能状態であったので就業不能年金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

事実確認を踏まえ、診断内容、その後の治療内容、ADL の状況、外出可能であることなどを医学的かつ客観的、合理的にみると、退院時以降については約款に定める就業不能状態（職種を問わず、すべての業務に従事できない状態）であるとは認められないため、就業不能年金の支払理由に該当しないので、請求は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人は約款に定める就業不能年金の支払理由に該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。